



医薬品販売制度に関する自己点検の実施

本会では、会員薬局・店舗が法令上の医薬品販売ルールを遵守していることを確認していただくよう、本年度も都道府県薬剤師会を通じて自己点検の実施を依頼しました。平成 29 年度医薬品販売制度実態把握調査結果によると、専門家の区分が分かる名札着用率が薬局 73.9%と、必ずしも販売ルールが守られていないとする結果が明らかになりました。本年度も点検表を活用して各薬局で確認していただきたくご協力の程よろしくお願い致します。

中医協、消費税 10%引き上げに向け、薬価・材料関係業界から意見聴取

中医協は 10 月 17 日に総会を開催し、薬価・材料価格の改定に係る関係業界の意見聴取を行いました。薬価関係は、日本製薬団体連合会、米国研究製薬工業会、欧州製薬団体連合会、日本医薬品卸売連合会が出席しました。材料価格関係は、日本医療機器産業連合会、日本医療機器テクノロジー協会、先進医療技術工業会、米国医療機器・IVD 工業会、欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会、日本医療機器販売業協会が出席しました。いずれの団体も消費税の引き上げのタイミングに合わせて、薬価および材料価格の改定時期を平成 31 年 10 月にすべきと主張しました。

医薬品医療機器制度部会、薬局・薬剤師のあり方等について議論

厚生科学審議会・医薬品医療機器制度部会は 10 月 18 日、薬局・薬剤師のあり方等について議論しました。

当日は事務局より、薬剤師の職能発揮のため、薬局の担うべき基本的な機能として調剤時のみならず医薬品の服用期間を通じて服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導を行うこと、患者の服薬状況等に関する情報を必要に応じて処方医等へ提供するよう努めることにより薬物療法の最適化に寄与することを法令上明確にすることが提案されました。

その上で、薬局が地域包括ケアシステムの構築に貢献するとともに患者が自ら薬局を選択しやすくする

等のため、前述の薬局の基本的な機能に加えて、①地域において在宅医療への対応や入退院時をはじめとする他の医療機関・薬局等との服薬情報の一元的・継続的な情報連携において主体的な役割を担う薬局や、②がん等の薬物療法を受けている患者に対し、医療機関との密な連携を行いつつ、高い専門性に基づき、より丁寧な薬学的管理や特殊な調剤に対応できる薬局であることを明確にすることも提案されました。今後は、薬局の組織ガバナンスの確保等についても引き続き議論されていく予定です。

JPALS 本年度の「実践記録」提出期限 2019 年 1 月 10 日まで

毎年度の実践記録の提出期限は、JPALS の認定薬剤師制度への移行に伴い、毎年 1 月 10 日としています。

JPALS をご利用の皆様は、提出漏れのないよう、準備をお願いいたします。

CL レベル 1~4 の方

2018 年 1 月 11 日~2019 年 1 月 10 日までに実践記録を 6 本以上提出

CL レベル 5,6 で本年度が更新年となる方

(認定期間: 2016 年 4 月 1 日~2019 年 3 月 31 日)

2019 年 1 月 10 日までの 3 年間に実践記録を 18 本以上提出

◆CL レベル 5,6 で今年度更新ではない方は、引き続き実践記録を提出してください。

◆11 月以降順次、昇格・更新等の詳細についてご案内のメールをお送りいたします。登録メールアドレスを確認いただき、「jpals-system@slims.jp」からのメールが受け取れるようにご準備ください。

「医薬品副作用被害救済制度」PR 動画をご利用ください

PMDA では毎年、「薬と健康の週間」を中心に 12 月までの間、同制度に関する集中広報を実施しています。本年も PR 動画が新たに作成され、本会会員向け HP からダウンロード可能となっておりますので、薬局内での再生等にご利用いただけますと幸いです(会員向け HP>動画配信ページ、オフィシャル Web サイト>広報活動>広報ツール)。

◆日薬会員の方: FAX 送付先変更・中止等のご連絡は直接、所属の都道府県薬剤師会等までお願いします。

◆日薬会員以外の方に誤って届いた場合: 中止する FAX 番号をご記入の上 FAX (03-3353-6270) 宛にご返信ください。
中止 FAX 番号 (- -)